# 「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(仮)」 策定に係る意向調査における主な御意見の主旨 (環境省まとめ)

本資料は、平成 28 年 7 月に、環境省が委託先「中外テクノス株式会社」を通じて、 全国の地方公共団体を対象として実施した意向調査の結果のうち、主な御回答について、 その主旨と考えられるものを環境省において抜粋し、参考資料として新たに取りまとめ たものである。

なお、地方公共団体からの忌憚のない御意見を募るという調査趣旨に則り、御回答いただいた地方公共団体の名称が特定され、又は推認されることのないよう、環境省において文面を一部加工している。

平成 28 年 8 月

環境省総合環境政策局環境計画課 中外テクノス株式会社

# 目次

1.	意向	可調査について	. 3
2.	設問	<b>見及びその回答について</b>	3
	(1)	基本事項について	3
	(2)	既存のマニュアルに記載された手順や内容について	4
	(3)	温室効果ガス排出量の推計について	6
	(4)	目標設定について	. 7
	(5)	対策・施策について	. 7
	(6)	「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(仮)」の策定に対する	そ
		の他の意見等について	. 8

# 1. 本意向調査について

環境省総合環境政策局環境計画課は、平成28年7月に全国の地方公共団体を対象に、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(仮)」に関して意向調査を行った。これは、各地方公共団体の地球温暖化対策担当課の皆様から、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定・改定や地球温暖化対策・施策の業務に関する御意見を頂き、地域の実態に即したマニュアル検討の参考とすることを目的として実施したものである。

調査の概要は、表1のとおりであり、646団体(回答率約36%)の回答を得た。

区分	内容
調査対象団体	全ての地方公共団体(1,788 団体)
調査期間	平成 28 年 7 月
回答数	646 通
回答率	36.13%

表1 意向調査の概要

# 2. 設問及びその回答について

#### (1) 基本事項について

Q1-1 貴団体において、区域施策編の策定(又は改定)に当たり、困難だった点があれば御記入ください。

本設問によって得られた主な回答の主旨は表2のとおりである。策定義務のない団体に おいては、排出量算定や将来推計に関する意見が多かった。

地方公共団体区分	区分		内容	
策定義務団体	排出量算定	~	マニュアルに示された手法では民生業務部門からの	
			排出量の算定がきわめて困難	
		>	エネルギー転換部門(発電所など)からの排出量の	
			算定について記載がない	
	目標設定	~	削減目標設定にあたり、国の目標値(暫定目標)を	
			ベースに検討したが、削減量の積み上げ根拠が明確	
			になっていない部分もあったので苦慮した。	
		>	削減目標の妥当性とその説明(野心度と実現性、高	
			い目標なのかどうか、それを達成することがどんな	
			意味を持つのかなど。市民が削減目標を見たときに	
			イメージできるかを含む)	
		>	各施策による削減効果の把握、特に普及啓発に係る	

表2 区域施策編の策定・改定に当たり困難だった点

			削減効果の算定が困難
策定義務団体 調整・連携		>	温暖化対策に関連する計画や事業を所管する部署と
			の調整、計画への反映
		>	各種計画との整合性を図ること
	対策・施策	>	目標値を達成するための施策の立案、合理的な削減
	の立案		量の積上げ方法の検討
策定義務のない団	排出量算定	~	温室効果ガス排出量現状把握
体		>	温室効果ガス排出量算定に当たっての資料収集
	将来推計	<b>A</b>	温室効果ガスの部門別排出量の将来推計
	目標設定	>	多種多様に展開している環境施策の効果を反映させ
			ること

# (2) 既存のマニュアルに記載された手順や内容について

Q2-1 貴団体が区域施策編の策定・改定又はこれに基づく取組の推進を行うに当たり、 既存のマニュアルに記載されている内容(区域施策編の策定・改定及び推進につい ての手順等)が実態にそぐわないとお考えの点があれば、その内容と理由を御記入 ください。

本設問によって得られた主な回答の主旨は表3のとおりである。

表3 既存マニュアルの記載内容が実態にそぐわない点

地方公共団体区分	内容	理由
策定義務団体	将来推計についての記載事	抽象的なイメージ図が多く記載(フォア
	項が抽象的	キャスト、バックキャストなどのイメー
		ジ図) されているが、具体的な作業手順
		が不明
	計画策定までのスケジュー	計画策定のためには、附属機関(審議会
	ル (イメージ)	等) に諮問等をすることが一般的と考え
		るが、実行計画協議会を附属機関にする
		場合は条例等により設置する手続きが
		必要であり、附属機関としない場合は既
		存の審議会に諮問するための手続きが
		必要となることから、いずれも関係者と
		の協議に時間がかかるため、1年間で策
		定するスケジュール例に無理があり、実
		態にそぐわない。
	施策進捗状況把握、評価方	2か年程度の遅れで把握できる温室効

	法(PDCAサイクルの考	果ガス排出量の推計結果に、直近の施策
	え方)	(事業)の成果は影響がないものと思わ
		れる。また、電力排出係数により、結果
		が大きく左右される。
策定義務団体	スケジュールと検討事項イ	①改定計画初年度の新規事業や予算要
	メージ (手引き p.6)	求に間に合わない
	①施策検討は排出量推計と	②改定作業年度の作業量が多いので、可
	同時に開始	能なものは済ませておいた方が良い
	②下準備を全体的に前倒し	
	吸収量の現況推計につい	この方法を取るとすれば、区域すべての
	て、森林等の吸収源は	森林について J-VER に係る算定が必要
	J-VER に関する方法論によ	となるが、現実的ではない。
	ることとされている。	
	削減量を積上げて目標を算	国の取組等も踏まえて削減量を独自に
	定するという点	積上げて目標を設定するという手法は、
		自治体レベルで行うのは現実的には難
		しく、仮にそのような手法で設定して
		も、対外的に十分に説明ができるものと
		はならない。
努力義務団体	小規模自治体の長期計画や	長期計画や長期目標について、小規模自
	長期目標。	治体においては、人口が急激に減少して
		おり、自治体の存続そのものが憂慮され
		る。また、社会情勢を想定することは難
		しく、具体的な対策や目標の設定をする
		ことは困難である。
	按分方式によるCO2排出	人口が増え、ホテル等の建設が進む地域
	量の算定方法では、詳細な	では、現在の算定方式では排出量が増え
	自地域分の排出算定はでき	る仕組みになっている。CO2削減の取
	ない。	組が適正に反映される算出方法が必要。
	関連計画との統合	環境基本計画の中に組み込む場合のケ
		ースについての記載がない

# (3) 温室効果ガス排出量の推計について

Q3-1 貴団体が区域施策編の策定・改定又はこれに基づく取組の推進を行うに当たり、 平成28年4月の電力小売り全面自由化は、何らかの影響(将来生じ得ると想定され るものを含む。)があると考えていますか。考えている場合は、その影響の内容、理 由及び具体的な対応案について可能な範囲で御記入ください。

本設問によって得られた主な回答の主旨は表4のとおりである。

電力小売りの全面自由化によって、<u>域内に供給される電力量とその排出係数の把握が困</u>難となるという意見が多かった。

また、低炭素な電力の選択につながるという意見の一方で、電気料金の低価格化によって増エネにつながるという懸念についての意見もあった。

影響の内容	影響の理由	影響に対して必要と考えられる対応
		策の内容
電力排出係数の	現在は、一般電気事業者の排出係	国からの、算出にあたって各地方自
変動	数を使用しているが、全面自由化	治体が扱うべき排出係数の提供
	に伴い、今後どのような排出係数	
	を計算に用いればよいか不明	
節電に対する意	電力の自由化による電気料金の	地球温暖化に関する情報発信及び温
識の低下	値下げ	室効果ガスの排出抑制のための周知
温室効果ガスの	消費者が発電源を選ぶことがで	市民に対して、温室効果ガスに対す
排出量に影響を	きるため、温室効果ガスの排出量	る関心を持ち、温室効果ガス削減に
与えることが想	を抑えることができる。	向けた選択をしてもらう対策が必要
定される。		である。

表 4 電力小売り全面自由化の影響

Q3-2 貴団体が温室効果ガス排出量を推計するに当たり、既存のマニュアルの記載内容で修正又は追記すべきと考える内容があれば御記入ください。

本設問によって得られた主な回答の主旨は表5のとおりである。排出量算定に関する意 見が多かった。

表 5 温室効果ガス排出量の推計に関して修正又は追記すべきと考えられる内容

区分	内容	
排出量算定	各地方公共団体が統一された方法で、同時期に容易に算定できる方法	去を
	示すことが最も望ましい。他団体との排出量の比較をする場合、算2	定方
	法が異なれば増減状況も異なることから参考にならない。また、採り	用す
	る資料が異なれば算定時期が異なってくる可能性がある。	

	>	エネルギー転換やクレジット制度における削減効果の取り扱い等につ
	^	
		いて。
	>	推計方法について、各自治体の裁量を可能な限り少なくすること。
	>	エネルギー転換部門についての記載が不足している。
		マニュアル(手引き)には推計しない理由が記載されていない。
		いくつかの団体では推計されており、エネルギー転換部門の推計方法を
		記載したほうがよいと考える。
増減要因	A	排出量増減分析に活用できる気象データや経済指標についての記載
目標設定	~	CO2 削減目標の設定において「地方独自の施策効果」と「国の施策効果
		等」との二重計上となる場合があることに関する考え方の整理。
対策・施策	>	森林等による二酸化炭素吸収量算出について詳しく解説を願いたい。
の立案		

# (4) 目標設定について

Q4-1 貴団体が温室効果ガス排出削減目標を設定するに当たり、既存のマニュアルの記載内容で、修正又は追記すべきと考える内容があれば御記入ください。

本設問によって得られた主な回答の主旨は表6のとおりである。

表 6 温室効果ガス排出量削減目標設定に関して修正又は追記すべきと考えられる内容

区分		内容
地球温暖化対策計画へ	>	平成 28 年 5 月に政府が閣議決定した「地球温暖化対策計画」
の対応		に即した目標設定の考え方
	>	国の地球温暖化対策計画に記載されている対策導入によっ
		て、各自治体でどれぐらい影響するかの公式算定
長期目標について	>	長期目標を設定する必要性を再考してもらいたい。国の動向
		や新たな技術、都市構造の変化など不確定要素が多いため、
		市町村レベルではあまり意味をなしてないと考えられる。
排出係数について	<b>\</b>	目標設定に使用する電力排出係数の考え方、把握方法

# (5)対策・施策について

Q5-1 貴団体において、区域施策編の策定・改定を行うに当たり、既存のマニュアルに 掲載されている対策・施策の定量評価指標の目安等を参照している場合、その目安 等の中で実態にそぐわないと考えられるものがあれば、その目安等と理由を御記入 ください。

本設問によって得られた主な回答の主旨は表7のとおりである。代替した定量評価指標 についての回答は表7の2件のみであった。一方、実態にそぐわないと考えられる内容と して「参照しているデータが古い」「アンケート調査では毎年の進捗管理が難しい」といった意見が見られた。

表 7 既存マニュアルに掲載された対策・施策の定量評価指標について

実態にそぐわないと	代替した定量評価指標
考えられる内容	
将来の再エネ導入量	マニュアルに最新情報が反映されていないため、「長期エネルギー
や次世代自動車の普	需給見通し(関連資料)(平成27年7月 資源エネルギー庁)」や
及見通し	「地球温暖化対策計画(案)における対策の削減量の根拠(地球温
	暖化対策推進本部)」における数値を参考としている。
家庭部門・業務部門の	省エネ機器普及率の把握が必要となるため市民・事業者へのアンケ
省エネ機器導入効果	ート結果を採用している。

Q5-2 貴団体において、地球温暖化対策・施策の検討や推進をするに当たって、既存のマニュアルの記載内容で、修正又は追記すべきと考えられる内容があれば、御記入ください。 本設問によって得られた主な回答の主旨は表8のとおりである。

表8 対策・施策の検討や推進をするに当たって既存マニュアルを修正・追記すべき内容

区分		内容
構成	>	全般に内容が複雑であるため、簡素化してほしい
適応策	A	適応策についても言及が必要なのではないか(詳細
		は策定中のガイドライン参照で良いと思われる)
広域連携等	A	単一自治体だけではなく、広域的な取組も想定した
		推進体制の在り方も考えられる
	>	サプライチェーン全体での排出量削減の取組、他都
		市との連携の取組
事例紹介	>	他自治体の先進的な取り組みを参考にしたいため、
		数多く掲載してほしい
	>	定量的な進捗確認を行っている施策・対策の進捗管
		理の指標、把握方法の事例紹介

# (6)「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(仮)」の策定に対するその他の意見等について

Q6-1 貴団体において、前述の内容以外で、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定 マニュアル(仮)」の策定に関する意見や要望等があれば御記入ください。

本設問によって得られた主な回答の主旨は表9のとおりである。

表 9 「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(仮)」の策定 に関する意見や要望等

区分		内容
地球温暖化対策計画	>	新しいマニュアルにおいては、一般的な手順解説の前段とし
		て、今般の国の新しい計画について、その推計、削減目標、
		各削減量の算定根拠などについて、地方自治体用としてわか
		りやすく解説していただきたい
マニュアルの構成	>	多くの市町村に計画を策定させるためには、できるだけわか
		りやすく、単純明快なマニュアルが必要です。人事異動で新
		たに担当する職員が短時間で習得できるような内容にまとめ
		てください。
	>	最大公約数的に区域施策編への記載内容や取組内容を例示す
		るのではなく、都道府県レベルに求める対策、市区町村レベ
		ルに求める対策について、きちんと分けて記載すべき。
排出量算定	>	各市町村別の温室効果ガス排出量の現況推計値については、
		都道府県レベルで推計するしくみを整備し、その数値を活用
		して、各自治体が計画を策定することが望ましい。
事例紹介	>	先進的な地域レベルの施策(取組)の紹介を多く記載してい
		ただけると、施策を検討する際の参考になると考えます。
進捗管理	>	市域全体の温室効果ガス排出量のみにとらわれるのではな
		く、各取組により得られる効果を積み上げていき評価してい
		く考え方もあっていいように思う。
関連する行政計画	>	連携・調整を図るべき行政計画は、都道府県、市町で変わる
		と思うので、その辺りを分けて例示するのと、具体的に計画
		毎に連携・調整を図るべき事項を記載していただきたい。

以上